

都留市告示第 105 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 10 条第 2 項の規定により、次のとおり市道の路線変更を行うものとする。

その図面は、都留市役所建設課において、告示の日から令和 7 年 7 月 11 日まで一般の縦覧に供する。

令和 7 年 6 月 27 日

都留市長 堀 内 富 久

整理 番号	路 線 名	新旧 の別	起 点	終 点	延長 (m)	幅 員 (m)	適 用
3004	八幡宮周辺通り線	旧	川棚 13 番 先	川棚 840 番 1 先	1542.00	1.80～ 6.80	
		新	川棚 170 番 2 先	川棚 840 番 1 先	683.33	1.80～ 4.40	